

● 七ヶ浜地方の自宅 (SI)

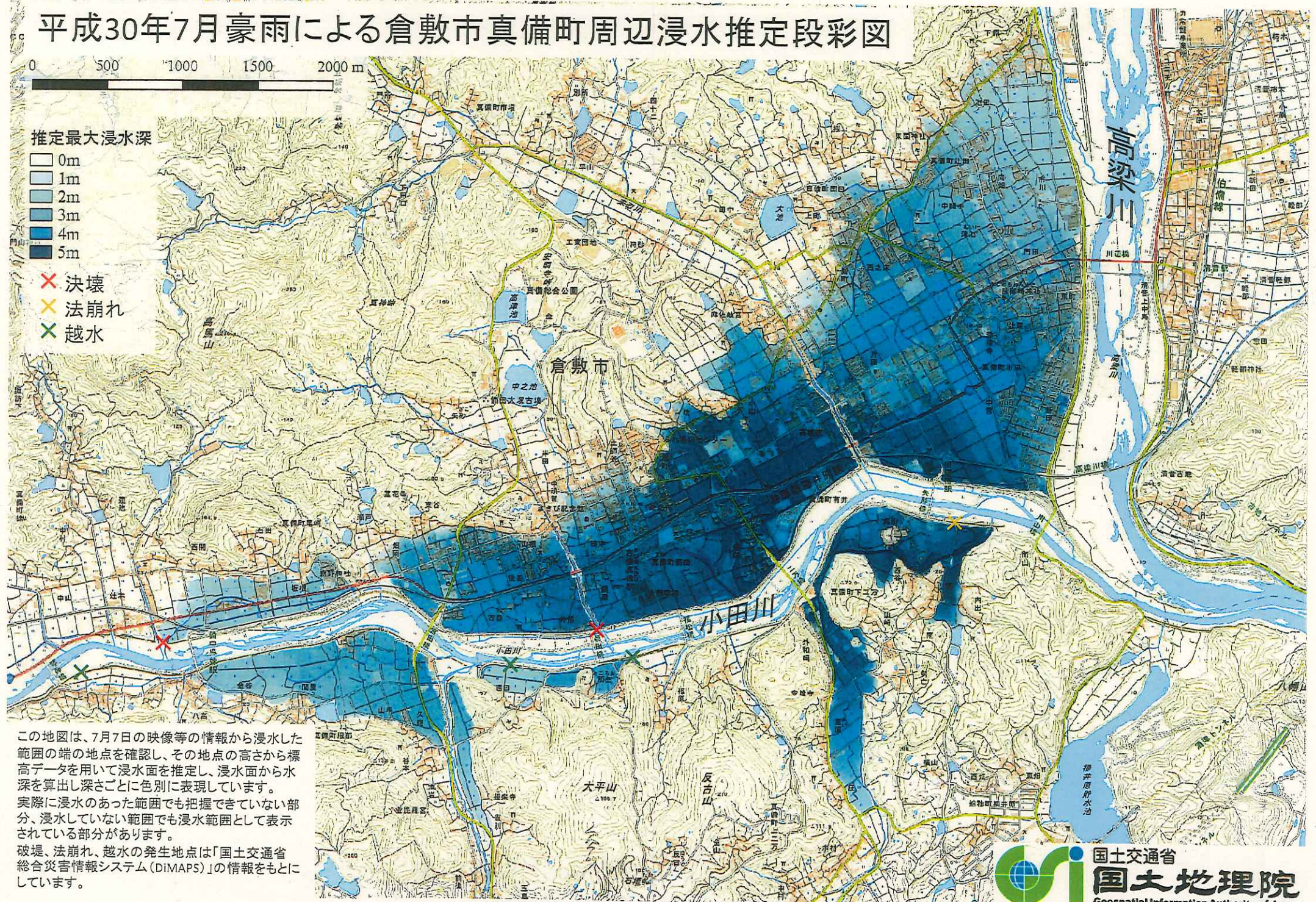
平成30年7月豪雨による倉敷市真備町周辺浸水推定段彩図

0 500 1000 1500 2000 m

推定最大浸水深

- 0m
- 1m
- 2m
- 3m
- 4m
- 5m

- ✕ 決壊
- ✕ 法崩れ
- ✕ 越水

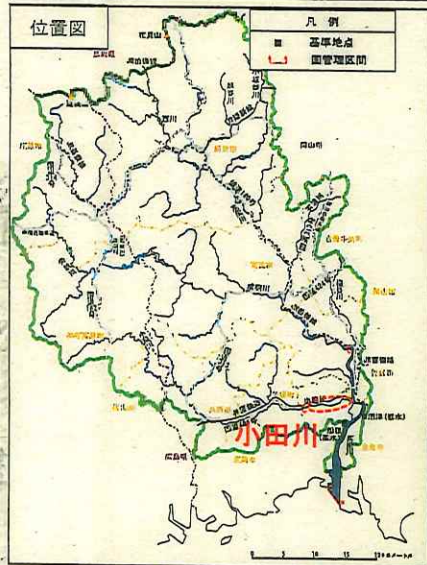


この地図は、7月7日の映像等の情報から浸水した範囲の端の地点を確認し、その地点の高さから標高データを用いて浸水面を推定し、浸水面から水深を算出し深さごとに色別に表現しています。実際に浸水のあった範囲でも把握できていない部分、浸水していない範囲でも浸水範囲として表示されている部分があります。破堤、法崩れ、越水の発生地点は「国土交通省総合災害情報システム(DiMAPS)」の情報をもとにしています。



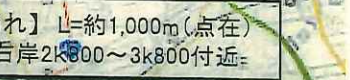
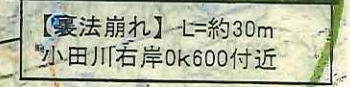
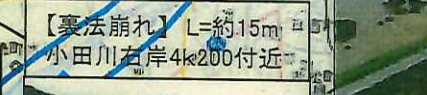
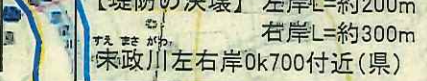
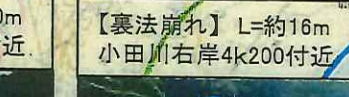
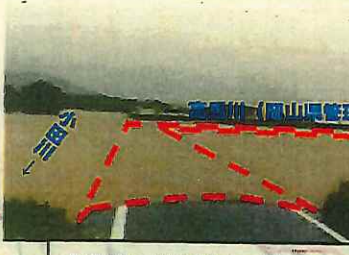
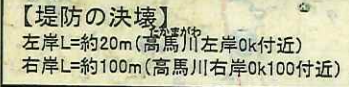
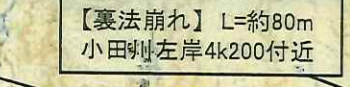
平成30年7月豪雨による被災状況(高梁川水系小田川)

■高梁川水系小田川では倉敷市真備町で堤防が決壊し、大規模な浸水により甚大な被害が発生したほか、堤防の損傷が多数発生しました。



＜小田川の被災状況＞

浸水面積 : 約1,200ha(7/7AM)
 浸水戸数 : 約4,100棟(7/16 14時現在)
 堤防の決壊 : 2箇所(国管理)
 6箇所(県管理)
 堤防法崩れ : 6箇所(国管理)
 1箇所(県管理)
 越水 : 3箇所(国管理)



凡例
× : 堤防の決壊
▲ : 堤防欠損
● : 越水

※数値等は速報値のため、今後の精査等により変更する場合があります。

※7/16 15時時点 6
県管理区間も含む

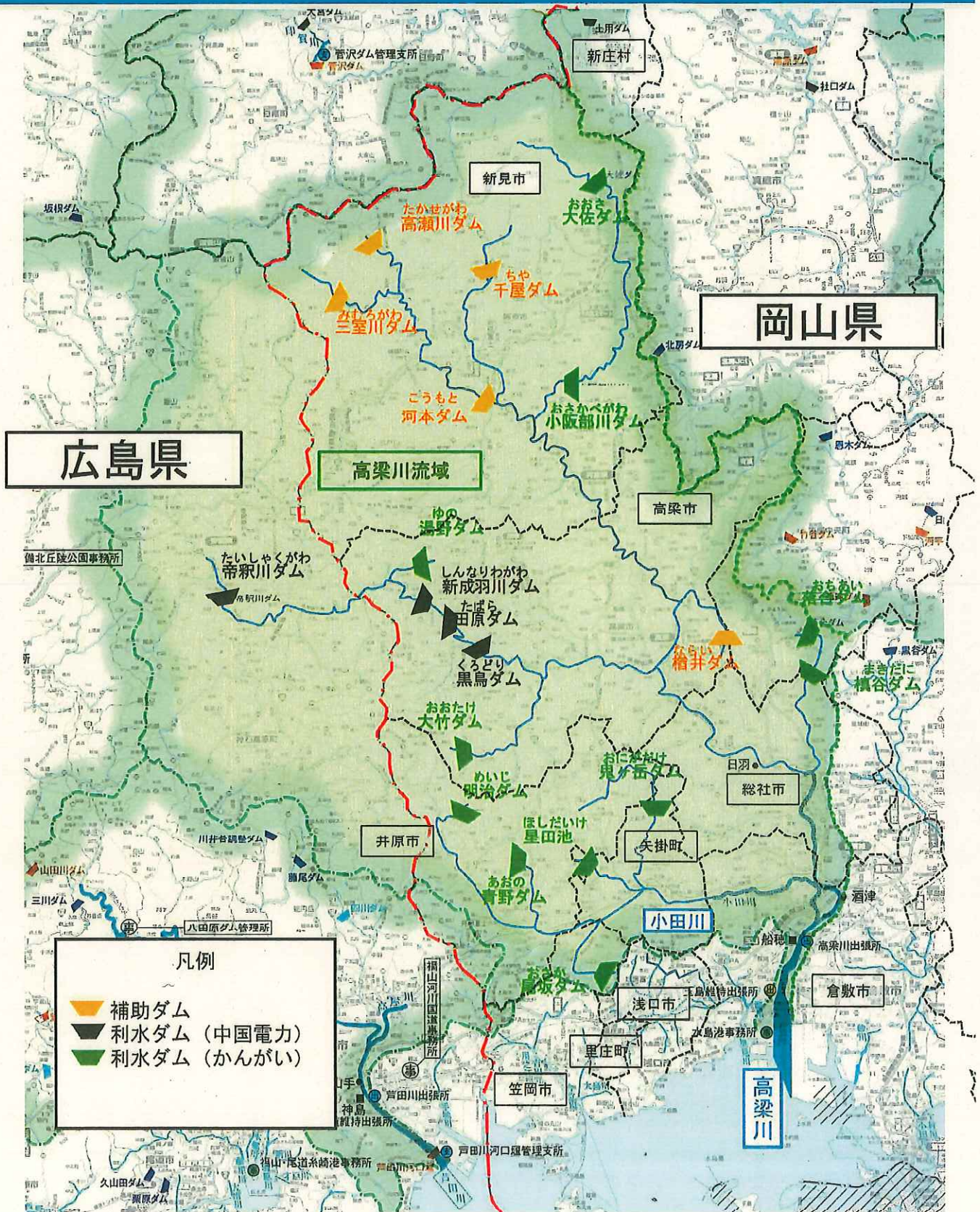
平成30年7月豪雨による氾濫状況(高梁川水系小田川)





2018年11月21日 参院災害対策特別委員会提出資料 日本共産党 仁比聡平
出典：2018年7月15日小田川左岸破堤地点から小田川を仁比聡平事務所撮影

高梁川流域図

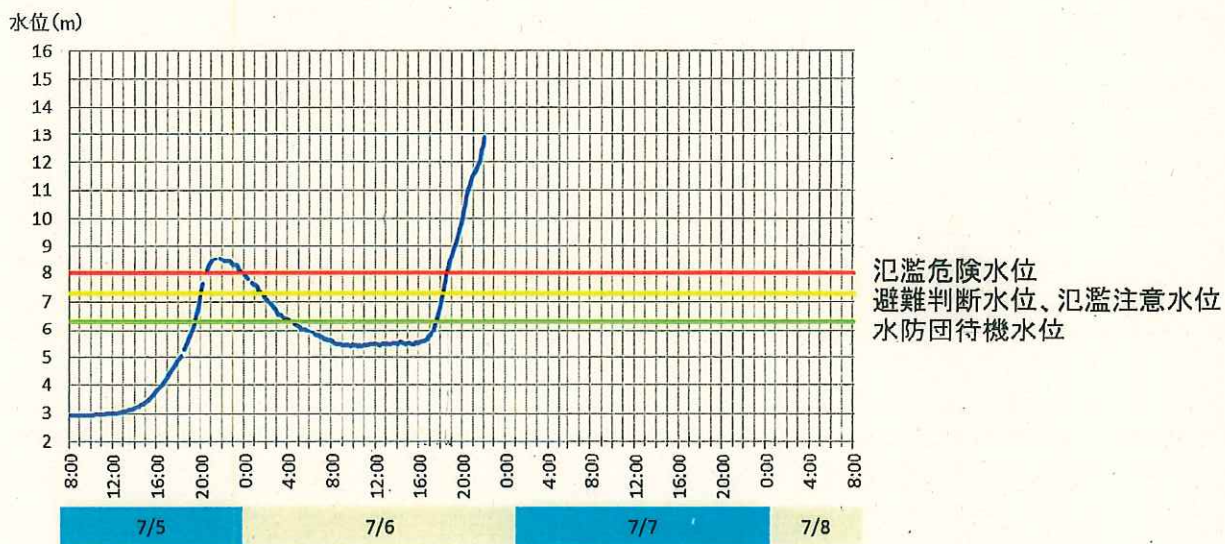


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を使用したものである。(承認番号平20中使、第22号)」

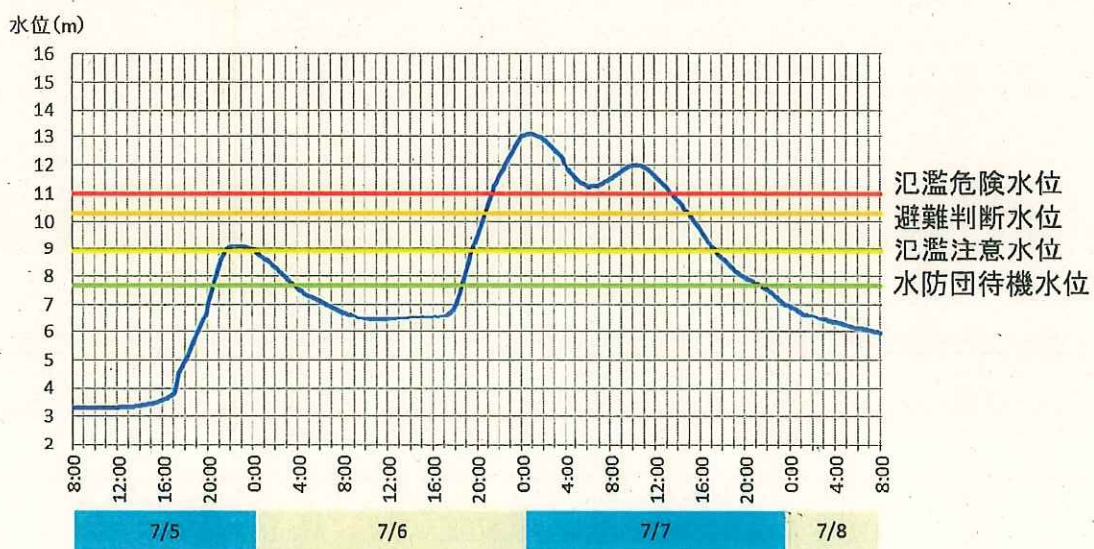
平成 30 年 7 月豪雨における高梁川水系高梁川の水位に関して

○ 広瀬水位観測所（岡山県管理）

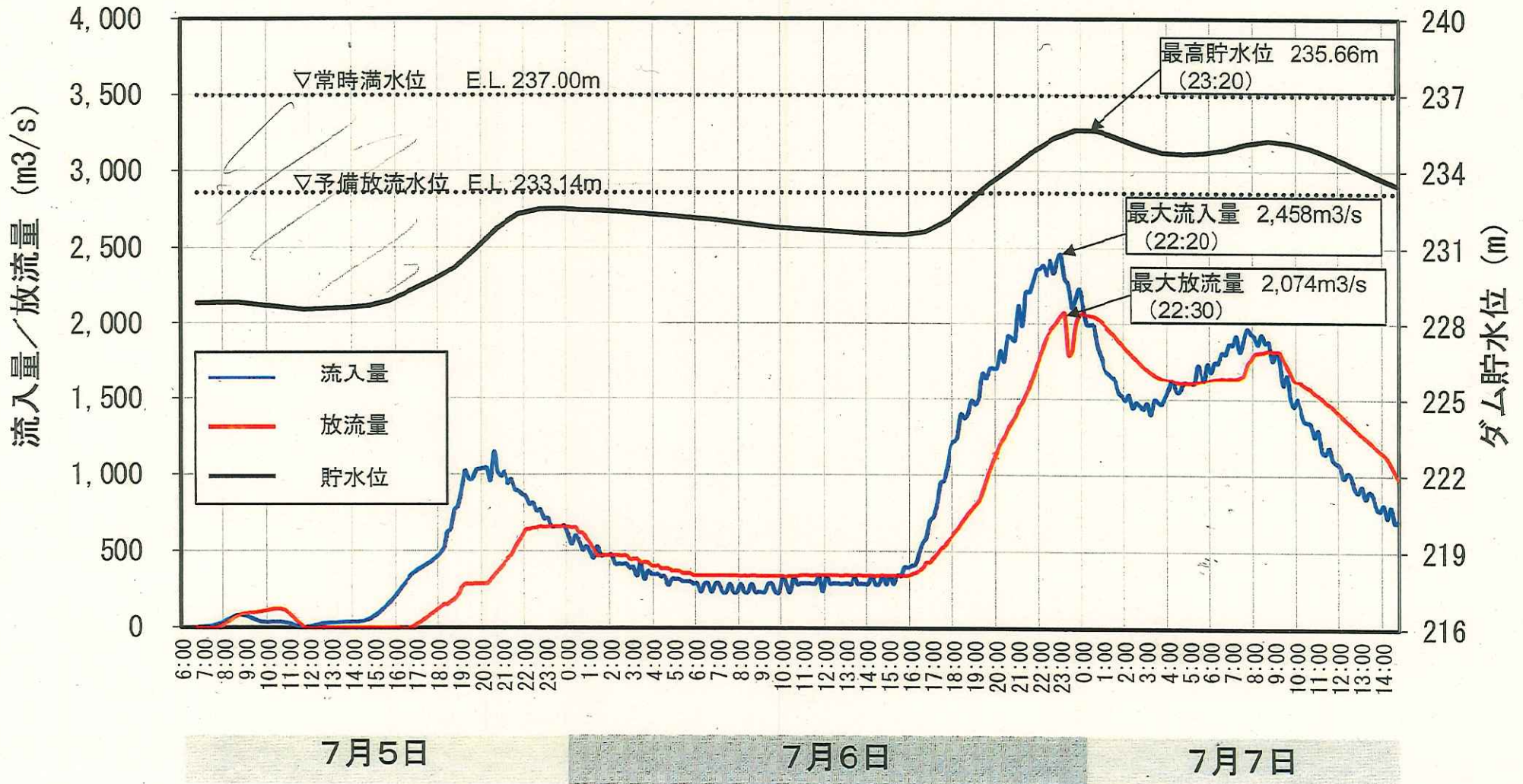
※ 7/6 22:10 以降欠測



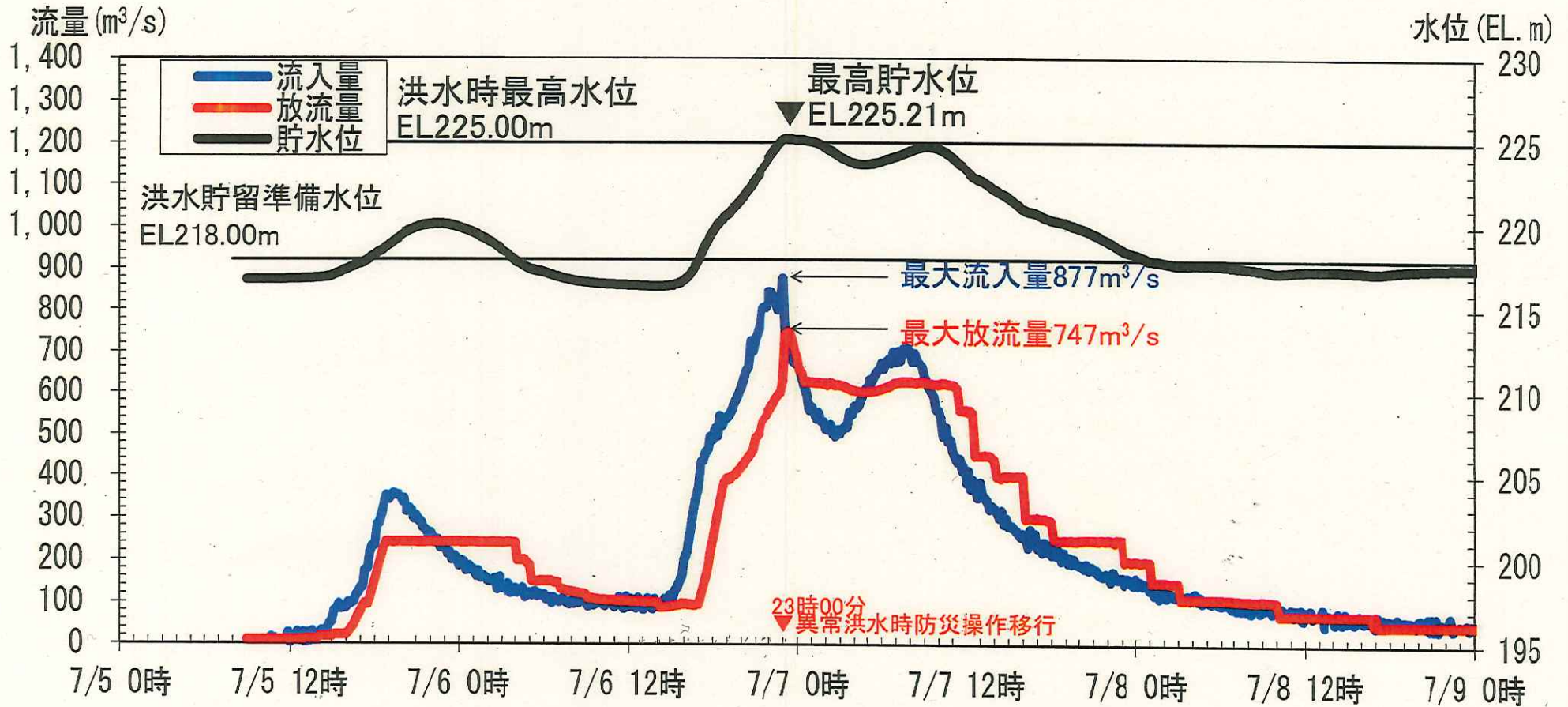
○ 日羽水位観測所（国管理）



高梁川水系 新成羽川(しんなりわがわ)ダム

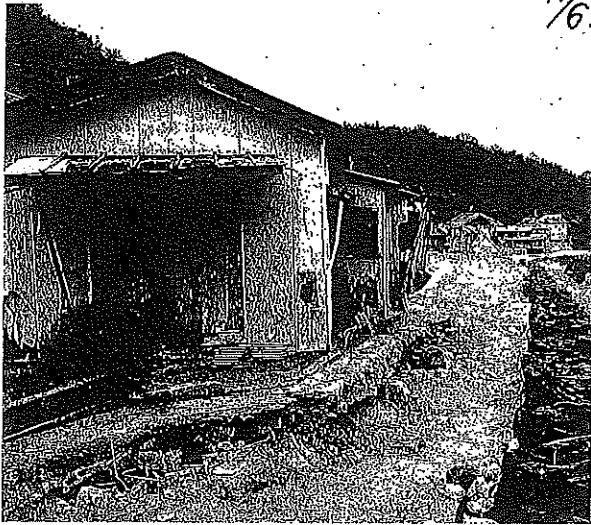


高梁川水系 河本(こうもと)ダム



被災空き家復興阻む

1/6 説



土砂が流れ込み全壊した家屋。所有者とは連絡が取れないという(10月31日、広島県坂町で)＝伏山肇平撮影

西日本豪雨

解体進まず

二次災害不安

西日本豪雨の被災地で、損壊した「空き家」が復興の妨げになっている。所有者と連絡が取れず、倒壊の危険があるのに解体手続きが難しかったり、流れ込んだ土砂やごみがそのまま放置されたりするためだ。行政による強制的な撤去は手続きに時間が必要で、近隣住民らは二次災害などへの不安を募らせている。

■所有者連絡つかず
「もう10年ほど誰も住んでいないんじゃないか」土石流で15人が犠牲となった広島県坂町の小屋浦地区の男性(69)は、自宅の隣りの傾いた住宅を見ながら不安そうに話す。川沿いにある空き家の所有者とは連絡が取れないという(10月31日、広島県坂町で)＝伏山肇平撮影

る平屋は全壊状態で、敷地には土砂が入り込んだまま。名義上の所有者は40年以上も連絡が取れないという。男性は「次に大雨が降ったら、うちに隣屋や土砂が押し寄せると怖い」と表情を曇らせた。

坂町によると、今年10月時点で町内の空き家は283戸あり、うち60戸が土砂崩れなどで被災。半壊以上なら解体費用は公費でまかなわれるが、手続きには所有者が罹災証明を添えて申請する必要があり、町企画課の車地孝幸課長は「近隣のため何とかしたいが……」と言葉を濁す。

■居住なし立証困難
2013年の総務省の住宅・土地統計調査によると、全国の住宅6063万戸のうち空き家は820万戸で、空き家率は13.5%。豪雨の被害が集中した広島、岡山、愛媛3県の空き家率は15.8、17.5%とさらに高い。今回、全半壊した計約1万6000棟のうち空き家の割合は調査中

だが、一定数含まれているとみられる。15年施行の空家対策特別措置法では、所有者が不明でも倒壊の恐れなどがあれば、自治体が「特定空き家」に指定し、行政代執行で撤去できる。ただ原則、1年間にわたり居住実態がないことを確認する「こと」が必要で、迅速な対応は難しい。

所有者と連絡がついていない。対応が難しいケースもある。空き家を撤去して更地にすると、住宅地に適用される固定資産税の軽減措置が受けられなくなるためだ。この場合、税額が最大約4倍になり、所有者が公費解体を望まない大きな要因になっている。

約5500棟が全半壊した岡山県倉敷市にも同じような税制についての問い合わせが相次ぐ。市資産税課は「別の場所に転居し、被災した家を放置する人が出てくるかもしれない」と懸念する。同市真備町の箭田地区では、一人暮らしの女性が亡くなり、無人となった家屋らの通報が407件に上り、前年同期(81件)の5倍を超えた。多くが6月の大阪北部地震や9月の台風21号で被災し、放置されているケースとみられ、市は所有者の調査などを進めている。

台風で倒壊 難波駅前にも

空き家問題は他の災害でも顕在化している。訪日外国人客でにぎわう大阪・難波。百貨店やホテルが立ち並ぶ駅前の一等地だが、9月4日の台風21号で被災した空き家が2か月以上も放置されている。

大きく崩れたまま。大阪市中心部によると、戦後まもなく建てられた木造2階建てで、夫婦が長年カラオケ店を営んでいたが数年前に閉店し、その後は無人。市は所有者側と連絡を取って撤去を求めているが、近くで飲食店を営む男性は「ここは観光客も多く、危険なだけ

が残り、窓ガラスは壊れ、屋根にはゴミが引っかけたまま。周辺住民は「何かの弾みで瓦などが落ちてきたら怖い」と話す。一方、亡くなった女性の長男(61)は、「住む予定はないが、更地にする固定資産税が上がると思う。壊すかどうかは、もう少し考えたい」と話している。

危険な状態 対策急務
空き家問題に詳しい富士通総研の米山秀隆・主席研究員の話「空き家は水害に限らず様々な災害で危険な状態になり得るため、対策が急務だ。不動産の相続登記を義務化して空き家の所有者と連絡をつけやすくするほか、解体に必要な行政手続きを簡略化したり、解体後も固定資産税の軽減を続けたりするなど、特例措置の導入



南海・難波駅前のビルの谷間に残る空き家。台風の影響により外壁が大きく崩れている(5日、大阪市中心部で)

7月豪雨に係る公費解体の進捗状況について

	被害棟数			公費解体			
	全壊	半壊	計	想定棟数	申請棟数	解体棟数	
岡山県	4,487	3,377	7,864	3,422	733	66	10/15時点
広島県	1,372	4,598	5,970	2,510	706	210	10/31時点
愛媛県	624	3,021	3,645	816	634	82	10/31時点
計	6,483	10,996	17,479	6,748	2,073	358	